

多摩市地域自立支援協議会 令和元年度第2回 会議録

日 時	令和元年9月10日(火) 18:00~20:00	場所	多摩市役所 301 会議室
出席者 (敬称略)	委員 ※敬称略	市川、植草、岡崎、北山、木村、近藤、澤田、野宮、堀江、松下、森田、吉井	
	障害福祉課 (事務局)	松本課長、田島課長、曾山主査、神長主事、後藤主事	
欠席者	委員 ※敬称略	清水、田川、渡辺	
記録者	事務局		
項目	<p>開会</p> <p>1. 障がい者基本計画・第5期障害福祉計画・第1期障がい児福祉計画の実績報告</p> <p>2. (仮称)多摩市障がい者差別解消条例について</p> <p>(1) 前回の自立支援協議会(6月10日開催)後の動向について</p> <p>①ワークショップ</p> <p>②アンケート</p> <p>(2) 条例の特徴・方向性について</p> <p>(3) 相談体制について</p> <p>(4) 条例の項目立て・構成案について</p> <p>3. その他</p> <p>閉会</p>		
	詳細		
開会	～開会～		
1. 障がい者基本計画・第5期障害福祉計画・第1期障がい児福祉計画の実績報告	<p>事務局より、障がい者基本計画の平成30年度の実績報告。(1)相談支援の充実(2)保健・医療機関との連携強化(3)障がい児支援体制の整備(4)生活への支援の充実(5)日中活動などの社会参加の促進や就労支援の実施(6)共生社会に向けたまちづくりの6つの施策があり、それぞれについて簡潔に実績を説明。</p> <p>●障がい者基本計画の実績報告について委員から出た意見</p> <p>・「人材不足について連絡会で対策を検討し、関係機関と解消に向けて取り組む。」がC評価になっているが、人材不足について取り組むことが出来なかった原因は何か。</p> <p>【事務局の回答】</p> <p>事業所等の連絡会にて人材不足の課題や解決に向けての好事例の共有は行ったが、具体的な取り組みまで検討できなかったためC評価。他市や他課との連携も必要だが、具体的</p>		

な取組みに向けた調整が出来なかったことが理由として挙げられる。

- ・避難行動要支援者の避難支援個別計画の策定を更に推進してほしい。
- ・移動支援の時間数が子どもにとってかなり少ない。子どもの頃から社会に慣れるためにも支給量・時間数の確保をしてほしい。
- ・「避難行動要支援者の受入場所として、民間施設と連携を図りながら、二次避難所（福祉避難所）の拡充を検討する。」とあるが、二次避難所を別につくるのではなく、近隣の小中学校に福祉避難所を併設する等、近くで体制が整備されると良い。
- ・精神障害を含めた障がい者・児の地域生活への移行促進のための会議の設置を令和2年度末までに目指して進めると言っていたが、出来るだけ早く設置してほしい。また、入院している精神障がい者のカンファレンス開催希望の連絡を障害福祉課にした際に、地域に戻さないでほしいとの発言があった。確かに大変な方ではあるが、行政職員がそれを言ったらおしまい。精神障害をめぐる難しい問題と差別の問題が出ているようにみえる。このような問題の解消の為に協議会があると思うので、皆様の知恵を借りて今後どうしていくかを考えていきたい。

【事務局の回答】

市として恥ずかしい対応がとられていたことについては大変申し訳ありません。今後このようなことがないように職員に指導していく。障がいのある方々が地域で生活できるようにすすめていく事が非常に重要。今後もそのような話があったら気兼ねなく言っていただきたい。

- ・地域移行に関して。多摩市内で精神障害の地域移行が可能な場所が2箇所。1つは機能していないように見えるので、市としても直接支援をするなどしてほしい。

～計画相談に関する意見～

- ・「特定相談支援事業者の拡充を目指して各方面に働きかける」とあるが、これについて市で具体的な考えはあるか。
- ・「事業所の利用を終了した場合は相談支援事業所も終了する(例外は認める)」という方向で考えているが、他の事業所はどう考えているか。
- ・相談支援事業所は本人が所属している事業所ではないところが実施するべきということを念頭において今後の施策を考えてほしい。
- ・事業所で相談支援のサービスを受けていた。本人の状態は事業所が良く分かっているが、事業所であった出来事や言いたい事が言えない場合がある。第三者に入ってもらった方が良い場合もあるのではないか。
- ・第三者ではなく、ある程度本人の状態を知っている者が相談員になることも重要だと感じている。
- ・相談とサービスを分けることが必ずしも良いこととは限らない。
- ・相談とサービス利用の実施を分けるかどうかの結論は急がないが、どちらの方向性で進むかはある程度決めた方が良い。

<p>2. (仮称)多摩市障がい者差別解消条例について</p> <p>(1) 前回の自立支援協議会(6月10日開催)後の動向について</p> <p>(2) 条例の特徴・方向性について</p>	<p>【事務局の回答】</p> <p>計画相談の関係については悩ましい課題の一つ。制度的な課題でもあると受け止めている。制度の見直しが必要となるよう、東京都の市町会等へ意見を述べていきたい。</p> <p>続いて、事務局より第5期障害福祉計画・第1期障がい児福祉計画の実績報告。</p> <p>●第5期障害福祉計画・第1期障がい児福祉計画の実績報告について委員から出た意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補装具、車いすの貸し出し事業の進捗はどうなっているのか。 <p>【事務局の回答】</p> <p>補装具の支給・修理・貸し出しのシステムは整っているが今のところ要望自体がないと聞いている。担当の職員がこの場に不在なので詳しい内容については後日個別に確認させていただきたい。尚、障害福祉計画には数値を定めていない。必要性がある方に支給していく。</p> <p>前回の自立支援協議会(6月10日開催)後の動向について事務局から説明。ワークショップ参加者からの声やアンケートの最終報告を発表。</p> <p>●ワークショップの開催・アンケートの結果について委員から出た意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップの参加者はどのような人がいたのか。 <p>【事務局の回答】</p> <p>年齢層は高校生からご年配の方まで様々な方に参加いただいた。また、障がい当事者の方も各会10名前後参加していただき、各グループに1名~2名入って直接お話をいただいた。</p> <p>続いて、条例の特徴・方向性について事務局から説明。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障害者差別解消法で定義されている「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」に当てはまらないような「障がい者自身が差別だと感じることもなくしていく」という姿勢を、定義には含めないが、その他の項目(基本理念等)で示す。 ② 障がい者が差別だと思う出来事が起こったときや、障がい者が必要な配慮を求めたときに、市・事業者・市民が適切に対応できるよう、合理的配慮のポイントを規定する。 ③ 障がい者が差別だと思う出来事が生じないように、日頃からの理解促進に取り組んでいくため、その取組みをできるだけ具体的に規定する。 <p>このような条例の特徴・方向性については委員からの意見は特になし。会長の提案により、先に「次第(4)条例の項目立て・構成案について」に進み、その後「次第(3)相談体制について」に戻ること決定。</p>
---	---

<p>(4) 条例の項目立て・構成案について</p>	<p>条例の項目立て・構成案について事務局から説明。条例の項目立てについては委員からの意見は特になし。</p> <p>●条例の構成案について委員から出た意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第6条 合理的な配慮」について。国立市・別府市と異なり、多摩市は具体的な合理的配慮の場面について書いていない。生活の場面ごとの配慮、具体的な場面、具体例を明記してほしい。多摩市はこれを障がい者基本計画の中で対応するという事を市民委員会でも言っていたが、計画は6年なので待てない。条例に記載してもらわないと困るので入れてほしい。 ・資料には「生活の各場面での合理的配慮については基本的に行政計画等で盛り込み、」と書いてあるが、行政計画とは何を指しているのか。 <p>【事務局の回答】</p> <p>多摩市障がい者基本計画を主軸に、各所管課で定めている計画にも入れてもらえるように考えていた。</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な合理的配慮の場面は絶対に、差別解消条例に載せたほうが良いと思う。教育の場面、就労の場面、医療・リハビリ等、コミュニケーション、様々な場面において、障がい者に対する理解が不足するために起こる差別。それらを防ぐために条例をつくるのに、具体的に合理的配慮の内容が書かれていないのは考えられない。これを盛り込まずに構成案として提示されているが、「差別解消に向けて本気で市が取り組む姿勢なのか」と疑問に思う。 <p>↓</p> <p>【会長】</p> <p>条例に盛り込まない方が良いという理由があれば説明してほしい。</p> <p>【事務局の回答】</p> <p>条例に細かく書きすぎると、①改正の際に議会の承認が必要なので迅速に対応できない②現場で課題が出てきたときに動きが難しくなるところがある③全体像が分かりづらくなる、という懸念がある。条例では大まかに定め、別で細かく規定した方が市民にとっても分かりやすいと考えたので、現段階では細かな分野は入れずに示させていただいた。「分野ごとに入れる必要がある」「ボリュームをどのくらいにする」等の意見をいただきながら、条例検討委員会の中で検討していきたい。</p> <p>●上記の流れを受けて委員から出た意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人的には、国立市程度の記載で良いと感じた。具体的な Q&A は別の資料等で用意した方が分かりやすいのではないか。
----------------------------	--

<p>(3) 相談体制について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の中に細かく入れる場合、条例検討委員会の委員に各分野の関係者が入っていないと「条例の中に含まれているが関係機関が知らなかった」ということになり、条例が厳しい内容になる。事務局から説明があったが、別途詳細のものができるなら、それを各所に配布・周知することに利用するのは可能だと思う。 ・ 条例で細かく書きすぎてしまうと、そこから外れる事案も将来的に出てくる。その時に「条例に載っていないじゃないか」と逆にデメリットが出るということも危惧されると思う。 ・ 別紙にしてしまうと、見てもらえないという状況がよくある。より目につきやすい条文の中に具体的なものを入れてほしい。国立市の合理的配慮に関する規定は長くないので参考にしてほしい。 ・ 別紙にしてしまうと手にとられない、という意見に同意。 ・ 多摩市提案の「第6条 合理的な配慮」だと、具体性が乏しい。協議会で決めることではないが、国立市のものが1つのモデルになるという意見が多い。 <p>【事務局の回答】</p> <p>合理的配慮について細かく規定することについては先に述べたような心配をしていたが、何も書かないと「何に対して合理的配慮をするのか」が分かりづらいということも事務局も感じている。今回自立支援協議会でいただいた意見を条例検討委員会にフィードバックして按排を考えていきたい。</p> <p>相談体制について事務局から説明。</p> <p>I まず相談を受け、対応するところ</p> <p>相談窓口は多摩市役所障害福祉課。相談を受け付ける職員にバラつきが出ないように、相談受付シートを作成。相談内容によってどこに繋ぐか等、対応マニュアルを作成する。</p> <p>II Iでは解決しない場合</p> <p>障害福祉課ではなく第三者機関が事実の調査を行う方向で調整中。調査の形式は今後要調整。調整委員会については、障がい者差別解消支援地域協議会を設置し、調整委員会の役割を持たせる。</p> <p>III 障がい者差別解消支援地域協議会及び調整委員会について</p> <p>障がい者差別解消支援地域協議会の役割は、事例の共有、相談体制の整備、日ごろの差別解消に向けた理解促進の啓発等を行う。障がい者差別解消支援地域協議会は日ごろから開催するもので、調整委員会は何か問題が起こって解決しなかった際に開催するもの。不当な差別的取扱いに該当する事案の解決のために市長が助言・あっせん・指導を行うにあたって必要に応じて意見を聴くために設置する。差別的取扱いに該当するかどうか判断が難しい場合などに調整委員会が活用される。多摩市では、地域自立支援協議会とは別に差別解消支援地域協議会を設置し、その役割の一つに、調整委員会の役割を持たせる方針。差別解消支援地域協議会の具体的な委員構成は未定だが、内閣府ガイドラインを参考に設置する。</p>
---------------------	---

<p>閉会</p>	<p>●相談体制について委員から出た意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口が障害福祉課だが、係員の誰でも苦情を聞くのか、専用の係があるのか。 ・相談受付シートもプライバシー。保管場所等、どのように守られるのか。 ・相談受付シートに虐待の欄がないが、虐待はどうするのか。 <p>【事務局の回答】</p> <p>現時点で、差別に関する相談を受ける担当の職員は2、3名。担当の職員がいない場合は、「まず話を聞く」ということは、どの職員も対応する。プライバシーの問題に関しては、内容を他に漏らさないことは勿論、鍵がある場所に保管する、相手方との対応にあたり名前を示して良いか確認する等プライバシーを侵害することなく対応したい。虐待については、障がい者差別の担当とは別の担当になるが、話を伺う職員がいるのでそちらで対応させていただく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談受付シートも大事だが、研修や他市担当者との交流・情報交換もあったら良いと思うのでご検討を。 ・差別解消支援地域協議会などの人選について、色々な専門家がいた方が良いというのは賛成。ただ、差別を受けた人が守られる条例なので、より多くの障がい者の意見を聴取していただきたい。今の自立支援協議会のような障がい当事者が1人ではなく、障害の分野に応じて当事者が参加できるように考えてほしい。理想は委員の2分の1が障がい者。それが難しくても、各分野の障がい者を入れないと現状がわかりにくいと思うので、障がい当事者の人選の確保をしてほしい。 ・差別解消条例ができることは良いが、ヘルパーを派遣する者として一番怖いのは、マンツーマンで誰もいないところで対応するときに、良かれと思ってやったこと・言ったことが差別に当てはまってしまうこと。事業所として、研修やきめ細かい注意事項を定めなければいけないなとつくづく感じた。 <p>【事務局より相談体制について1件補足】</p> <p>相談窓口は障害福祉課と説明したが、アンケートでは、相談した相手は「家族」「いつも通っている事業所」という回答が多かった。したがって、話を聞くというのは各事業所で今までどおり聞いていただき、何か調整する必要があるときに、まず市役所に繋ぐ、という認識でお願いします。</p> <p>～閉会～</p>
-----------	--